

2019年12月26日

吸収分割にかかる事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(分割会社)

東京都新宿区四谷二丁目12番5号
株式会社アクトコール
代表取締役 福地 泰

(承継会社)

東京都港区高輪三丁目23番17号
サーフィス株式会社
代表取締役 前 涉

株式会社アクトコール（以下「分割会社」といいます。）及びサーフィス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2019年11月12日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2019年12月26日を効力発生日として、分割会社のサービスオフィス事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号所定の事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本会社分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本会社分割の効力発生日は、2019年12月26日です。

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本会社分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本会社分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するた

め、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び同条第3項の規定により、2019年11月21日付けで官報及び電子公告の方法により公告しましたが、同条第1項の規定により所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本会社分割は、承継会社において会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第797条第3項の規定により、2019年11月21日付けで株主に対し通知いたしました。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2019年11月21日付けの官報により公告を行いました。同条第1項の規定により所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社においては、知っている債権者は存在しませんので、各別の催告は要しませんでした。

4. 本会社分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本分割契約の記載に従い、2019年12月26日をもって、分割会社から、分割会社の事業のうち、本事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。承継した資産及び負債の総額は、それぞれ約11百万円及び約9百万円です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本会社分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも2019年12月26日以降速やかに申請する予定です。

5. 本会社分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第189条第5号）

該当事項はありません。

以上